

奥出雲町農地賃借料情報の提供について（令和3年分）

令和3年1月から令和3年12月までに設定された賃貸借の利用権設定における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっています。

1 田(水稻)の部（10aあたり）

地区名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	件数	筆数	登記面積(m ²)
布勢	6,248	9,450	3,507	18	58	82,918
三成	8,573	14,000	3,990	4	13	20,482
亀嵩	10,223	12,600	5,565	23	77	101,774
阿井	9,572	12,600	6,300	15	56	77,689
三沢	5,922	6,300	5,000	6	18	17,643
仁多地域全体	8,500			66	222	300,506
鳥上	8,156	12,000	5,208	9	29	48,133
横田	11,087	15,000	6,300	48	146	235,859
八川	11,369	15,750	6,300	48	186	277,799
馬木	9,620	12,600	6,300	21	47	67,293
横田地域全体	10,741			126	408	629,084
奥出雲町全体	9,970	15,750	3,507	192	630	929,590

2 畑の部（10aあたり）

地区名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	件数	筆数	登記面積(m ²)
布勢						
三成						
亀嵩						
阿井						
三沢						
鳥上						
横田	2,600	3,000	1,000	5	13	130,383
八川	4,039	8,000	3,000	12	18	50,898
馬木						
奥出雲町全体	3,616	8,000	1,000	17	31	181,281

※1 無償のもの(使用貸借)は含んでいません。

※2 利用権設定がされていないもの、農地法第3条による期限を設けない賃貸借(永小作)は含みません。

※3 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、玄米30kgあたり6,300円に換算しています(令和3年産米仮単価で換算)。

※4 金額の記載がないものは、該当案件はありません。

※5 この金額は、あくまでも参考として表示していますので、実施の際にはこれを目安に当事者間で決定してください。